



日本史⑤ (推古女帝と聖徳太子)

1月②のごあいさつ

山内公認会計士事務所
2024年1月11日(木)

飛鳥時代は、593年推古天皇の即位した年に始まった。

推古12年(604年)夏4月3日に聖徳太子は和の精神を基とし、儒教、仏教の思想を中心にした17カ条の道徳的規範を制定した。(17条の憲法)

一に曰く、「和を以って貴し」と成し、
二に曰く、「篤く王室(仏教)を敬え」、
三に曰く、「詔(天皇の命令)を承りては必ず従え」とある。

17条の憲法は、倭(やまと)王権が、中国諸国(西魏、北周、北齊)などに倣って、中国風の道徳的規範を制定して、国内の豪族や隋や朝鮮三国(高句麗、新羅、百濟)にまでそれを誇負することをねらったものである。

17の数については、西域やインドを含めた世界史的観点からの効力が評価され、7世紀後半からの天皇律令国家形成に当って先取りの意図を持っていたと言える。

後代に及ぼした影響も大きく、摂関家の政治や武家社会の御成敗式目、公家諸法度にも影響が見られる。

聖徳太子が摂政の時、推古天皇の607年、608年に小野妹子らが、中国隋に公式の使節として派遣された。遣隋使である。600年に始まり、614年までに前後6回に及んだ。

遣隋使には、僧や留学生数10人も同行し、彼等に続く留学生たちはその後の遣唐使も含めて、先進国隋唐の制度・文物についての新知識の習得に努め、帰国後、日本の文化の発達や政治改革等に貢献した。

これらの遣隋使、遣唐使の国際的な経験と活躍はこの時代を彩る国際人の物語として興味深いものがある。

推古16年(608年)には、小野妹子が隋使裴世清(ハイセイセイ)を伴って帰国し、国賓のために建設された難波の鴻臚館に於て盛大に迎えられ、隋の国書、進物も朝廷に届けられた。

その盛大な歓迎パーティーには、推古女帝が自ら出席し、隋使裴世清をいたく感激させた。

参考：(日本史史料集 山川出版社、日本通史 复旦大学出版社)